

県立都市公園（有馬富士公園ほか4公園）における民間
活力導入に向けた事業可能性調査（サウンディング調査）
実施要領

令和6年7月

兵庫県まちづくり部公園緑地課

目 次

1	事業可能性調査（サウンディング調査）の背景・目的	1
2	対象となる公園	1
3	提案・意見の内容	2
4	対象者	3
5	各公園の概要と提案条件等	
	（1）有馬富士公園	4
	（2）一庫公園	5
	（3）丹波並木道中央浜公園	6
	（4）甲山森林公園	7
	（5）尼崎の森中央緑地	8
6	実施スケジュール	
	（1）実施要領の公表	10
	（2）質問の受付	10
	（3）質問に対する回答	10
	（4）提案募集の受付	10
	（5）個別対話の実施	11
	（6）実施結果の公表	11
7	その他	
	（1）本調査後の流れ	12
	（2）提案内容の取扱い	12
	（3）本調査参加者の取扱い	12
	（4）費用負担	12
	（5）追加対話への協力	12
	（6）問合せ先	12
※	参考 様式・別紙一覧	13

1 事業可能性調査（サウンディング調査）の背景・目的

兵庫県では、県立都市公園のさらなる魅力の向上を図るため、収益施設の整備や公園の維持管理について民間の優れたノウハウと投資を呼び込む新たなパークマネジメントを導入しています。

このため、有馬富士公園等を対象に民間事業者の皆様の参入意欲を確認し、公募条件を検討するため、幅広く提案・意見を求める事業可能性調査（サウンディング調査、以下「本調査」という。）を実施します。

○事業可能性調査（サウンディング調査）とは

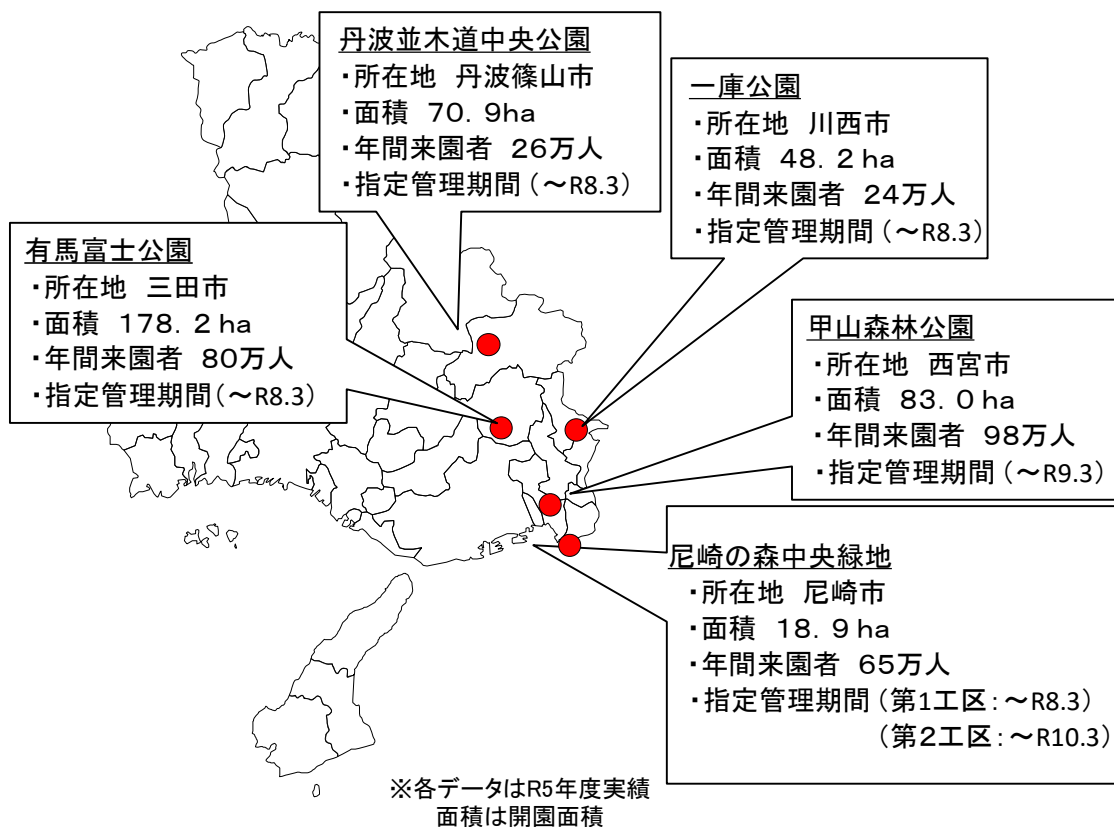
事業について民間事業者の皆様から広く意見、提案を求め、対話を通して市場性や事業フレームを検討するための調査です。

民間事業者の皆様との対話を行い、市場性の有無を確認するとともに、利活用の方向性や市場性を確保するためのアイデアを得ることができ、幅広い検討が可能となります。

2 対象となる公園・緑地

本調査では、下記の5公園・緑地を対象とします。

- ①有馬富士公園（三田市）、②一庫公園（川西市）、③丹波並木道中央公園（丹波篠山市）、
- ④甲山森林公園（西宮市）⑤尼崎の森中央緑地（尼崎市）



3 提案・意見の内容

本調査は、民間事業者の皆様に、公園のさらなる魅力向上を図るために実現可能な提案・意見について幅広く募集し、今後の具体化につなげていくために行うものです。

お寄せいただきたい提案・意見のポイントは、以下のとおりです。

※対象の5公園のうち、例えば1公園だけ提案・意見をお寄せいただくことも可能です。

(1) 事業手法

本調査後の正式な民間事業者の公募にあたっては、以下の事業方式での公募を想定しています。当該事業方式を踏まえた提案を期待していますが、必ずしも限定するものではありませんので、その他の事業方式（設置管理許可、行為許可、PFI等）を含め幅広い視点でご提案ください。

① 収益施設整備を伴う長期指定管理

10～20年程度の長期に渡り、自らの投資により、経営的な視点を持って新たな施設の整備・運営や既存施設の改修、イベント実施等、その時々ニーズに合わせて行うことで、持続的な都市公園の利便増進・高水準のサービス提供を行う。

通常の指定管理事業である施設の運営管理だけではなく、施設整備からイベント企画・立案までを含む公園全体の包括的なマネジメントを行う

② Park-PFI型施設整備（公園内の一部区域を指定）

公園の一部区域内において、新たな収益施設を整備、維持管理し、その収益で投資費用を回収するとともに、広場や園路、ベンチ等を整備し、その維持管理を行う。（別紙7「Park-PFI(公募設置管理制度)の概要」参照）

③ Park-PFI型施設整備 + 公園全体の長期指定管理

上記①と②を組み合わせることで公園全体の一体的管理を行う。

④ 簡易な収益施設やソフト事業による活性化

指定管理期間を現行の5年とし、その期間で投資回収が可能な簡易な収益施設（キッチンカー等）の設置や収益性の高いイベント（音楽フェス、マルシェ等）による公園の活性化

(2) 事業期間

事業の実現に必要な期間についてご提案ください。

(3) 事業内容

県立都市公園の魅力向上に資する提案をお願いします。新たな施設の整備、既存の公園施設の活用・リニューアルなど、都市公園法等、法令の範囲内であればどのような提案でも構いません。民間資金による施設整備、管理運営による事業を想定(上記(1)参照)していますが、事業進出の条件として、県による施設整備等を提案していただいても構いません。また、原則事業期間終了後は、事業者において施設を撤去し、原状回復とします。

なお、本調査は、幅広く提案を募集するものですが、特に提案を求めたい事項を下記に示しますので参考にしてください（必ずしも特に提案を求める事項の提案をしていただく必要はございませんので、自由にご提案ください。

<提案例>

① 収益施設の整備に関する提案

例：レストラン・カフェ、物販施設、運動施設、キャンプ場、バーベキュー施設、キッチンカー、駐車場有料化 等

② 収益の活用により実現可能な公園の整備・維持管理に関する提案

例：テーブルやベンチ・遊具の設置、公園の維持管理水準 等

③ 公募方法に関する意見

例：県の投資内容、最低民間投資額、事業者選定に関する意見 等

(4) 集客見込み・収支見込み

提案事業による集客や収支の見込みについてご提案ください。

4 対象者

公園の利活用による事業の実施主体となる意向を有する法人または法人のグループとします。

ただし、次に該当する法人は、応募することができません。

- ・ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ・ 参加申込書提出時点で、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けている者
- ・ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく構成・再生手続き中の者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、第 3 号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成 23 年兵庫県公安委員会規則第 2 号）第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- ・ 国税（法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む）をいう。）及び地方税を滞納している者

5 各公園の概要と提案条件等

(1) 有馬富士公園

① 有馬富士の概要

有馬富士公園は、豊かな自然環境を残す有馬富士と福島大池一带にあり、平成13年に県立都市公園として開設された公園です。園内には里山をはじめ、棚田、湿地等を保全し、大規模な子供の遊び場「あそびの王国」や、風のモニュメントを展示する「風のミュージアム」、三田市立「自然学習センター」があります。

本公園では、開設当時から参画と協働による公園運営に取り組み、住民参加型のモデル公園として全国的に知られる公園となっています。

所在地	三田市
開設面積	178.2ha
開園年月日	平成13年4月29日
年間来園者数	80万人（R5年度）
主な施設	・あそびの王国 ・風のミュージアム、風の庵 ・パークセンター ・茅葺き民家、棚田 ・芝生広場 ・有馬富士自然学習センター（三田市立、設置許可施設） ・有馬富士共生センター（三田市立、設置許可施設）
駐車場台数	普通車825台、大型車10台（無料）

※ 詳細は別紙1-1「公園概要」及び別紙1-2「主要施設」をご確認ください。

② 有馬富士公園に係る主な指定・制限

- ・市街化調整区域
- ・「兵庫県地域防災計画」において、阪神北地域における広域防災拠点（芝生広場等を活用した要員宿泊・出動機能や物資集積・配送機能を兼ね備える公園）の位置付け
- ・三田市立有馬富士共生センターは、三田市の指定避難所に位置づけ
- ・一部区域が埋蔵文化財包蔵地
- ・環境省の生物多様性保全上重要な里地里山として選定
- ・臨時駐車場、芝生広場は調整池としての役割あり

(2) 一庫公園

① 一庫公園の概要

一庫公園は一庫ダムの湖水面に突き出た緑豊かな半島「知明山」にある公園です。公園周辺は、茶道用菊炭の生産が続けられる生きた里山であり、園内には、「エドヒガン」の群落や「台場クヌギ」のが見られ、人と里山が互いに恵みを与えあう原風景が広がっています。

園内のネイチャーセンターでは、里山の生き物や生態が学べるほか、炭窯が整備され、参画と協働によりクヌギ林の輪伐による維持と伝統的な菊炭の生産が続けられているユニークな公園です。

所在地	川西市
開設面積	48.2ha
開園年月日	平成10年7月29日
年間来園者数	24万人（R5年度）
主な施設	・ネイチャーセンター（情報発信センター） ・森の遊び場、自然観察の森 ・丘の流れ
駐車場台数	普通車150台（無料、一部大型兼用）

※ 詳細は別紙2-1「公園概要」及び別紙2-2「主要施設」をご確認ください。

② 一庫公園に係る主な指定・制限

- ・市街化調整区域
- ・近郊緑地保全区域
- ・一部区域が埋蔵文化財包蔵地
- ・園内のエドヒガン群落が天然記念物、間歩（鉾山の坑道）跡が史跡として川西市指定文化財に指定

(3) 丹波並木道中央公園

① 丹波並木道中央公園の概要

丹波並木道中央公園は、人と自然と文化が調和した地域づくりを目指す「丹波の森構想」の中核拠点として、参画と協働により計画・整備した広域公園です。

園内には棚田、茅葺民家、灰屋（はんや）があり、丹波地域の農産物の体験ができます。また、世界でも有数の恐竜・化石発見地であることから、化石発掘体験ができる体験学習施設や恐竜をモチーフにした遊具などがあります。

さらに、園内には製材所を設け、園内間伐材を資源とした遊具、ベンチの製作や木工教室を開催するなど丹波地域のなりわいを生かした公園づくりを進めています。

所在地	丹波篠山市
開設面積	70.9ha
開園年月日	平成19年10月14日
年間来園者数	26万人（R5年度）
主な施設	・森林活動センター ・茅葺き民家、棚田、灰屋 ・芝生広場 ・恐竜遊具 ・サイクルステーション ・太古の生きもの館（丹波篠山市立、設置管理許可）
駐車場台数	普通車157台、大型車5台（無料）

※ 詳細は別紙3-1「公園概要」及び別紙3-2「主要施設」をご確認ください。

② 丹波並木道公園に係る主な指定・制限

- ・非線引き都市計画区域
- ・一部区域が埋蔵文化財包蔵地
- ・管理棟近くの篠山群層露頭近辺エリアは、「丹波地域恐竜化石フィールドミュージアム構想」において、学習教育拠点機能を担うコア施設としての位置づけ
- ・下水道が茅葺き民家までしかつなげておらず、それより奥は中水

(4) 甲山森林公園

① 甲山森林公園の概要

甲山森林公園は、西宮市・宝塚市の住宅地に隣接し、六甲山の東端の甲山一帯の緑豊かな地に昭和45年に開設した広域公園で、園内にはシンボルゾーン、野外ステージ、広場などが整備されています。全域の約90%が樹林で覆われ、春は桜、ツツジに新緑、秋には紅葉と自然豊かな公園で、森林の香りを体いっぱい浴びながら、ハイキングやレクリエーション、バードウォッチングなどを楽しむ多くの人々に親しまれています。

所在地	西宮市
開設面積	83.0ha
開園年月日	昭和45年11月10日
年間来園者数	98万人（R5年度）
主な施設	・パークセンター ・シンボルゾーン(噴水、彫刻、レストハウス) ・展望台 ・修景池 ・芝生広場
駐車場台数	普通車75台、大型車3台（無料）

※ 詳細は別紙4-1「公園概要」及び別紙4-2「主要施設」をご確認ください。

② 甲山森林公園に係る主な指定・制限

- ・市街化調整区域
- ・鳥獣保護区域
- ・近郊緑地保全区域
- ・第一種風致地区
- ・宅地造成等規制法指定区域
- ・航行目標保安林、保健保安林
- ・生物保護地区(立入制限地区)
- ・一部区域が埋蔵文化財包蔵地（国指定史跡あり）

(5) 尼崎の森中央緑地

① 尼崎の森中央緑地の概要

尼崎の森中央緑地は、森と水と人が共生する環境創造のまちづくりを目指し策定した「尼崎 21 世紀の森構想」の先導中核拠点として、工場跡地に 100 年の森を創造するプロジェクトです。

本緑地は3つの区域に分かれており、第1工区の「尼崎スポーツの森」はスポーツ健康増進施設として、水泳、スケート、フットサル等の複合運動施設を開設しています。

第2工区は、緑地の森づくりの活動拠点となるパークセンターや大芝生広場があり、小学生を対象とした環境学習、企業等による植樹活動、イベント開催など多様な利用環境が整っています。

第3工区は、港湾緑地として緑地の南側において園路整備や植樹活動を進めており、供用開始は令和8年以降の予定です。

所在地	尼崎市
開設面積	18.9ha
開園年月日	平成18年5月31日
年間来園者数	65万人(R5年度)
主な施設	●第1工区(尼崎スポーツの森)【都市公園】 屋内・屋外プール、アイススケート(冬期)、フィットネス施設、フットサル、森のこども広場(室内遊具)等 ●第2工区【都市公園】 大芝生広場、パークセンター、茅葺き民家、作業棟 ●第3工区【港湾緑地】(未開園) 園路、植樹 等
駐車場台数	普通車1,000台(無料)

※ 詳細は別紙5-1「公園概要」及び別紙5-2「主要施設」をご確認ください。

② 尼崎の森中央緑地に係る主な指定・制限

- ・現在、第1工区(尼崎スポーツの森)と第2工区(尼崎スポーツの森を除く都市公園区域)の指定管理者は現在、別々となっています。提案においては、第1工区、第2工区、第3工区の3つの工区の一括管理や第1工区と第2工区の合同管理、または第2工区と第3工区の合同管理など、管理範囲の提案もお願いします。
- ・本緑地の全区域が市街化区域(工業専用地域)
- ・本緑地は尼崎市地域防災計画において、地域防災拠点(駐屯機能や備蓄機能及び広域防災拠点と防災活動拠点を中継する拠点)として位置づけ
- ・本緑地は地元住民や企業による植樹活動を行っているため、植樹箇所には新規施設は整備できません
- ・第1工区はスポーツ健康増進施設(屋内・屋外)とし、屋内プール、スケート機能は維持してください。

- ・第2工区の大芝生広場への新規整備は不可とします。
- ・環境省 OECM 生物多様性の保全区域「自然共生サイト」に認定(認定範囲は別紙 5-3 の規制図参照)
- ・第2工区の茅葺き民家は兵庫県指定文化財のため、ソフト利用のみとします。
- ・第2工区で実施している小学生を対象とした環境学習は、継続して実施するものとします。
- ・第3工区は港湾緑地となるため、港湾法の制限がかかります (P-PFI はできません)

6 実施スケジュール

本調査の実実施スケジュールは次のとおりです。

内容	日程
(1) 実施要領の配布開始	令和6年7月2日(火)
(2) 質問の受付	令和6年7月12日(金) 17時まで
(3) 質問に対する回答	令和6年7月26日(金) 予定(最終)
(4) 提案書の受付	令和6年8月9日(金) 17時まで
(5) 個別対話の実施	令和6年8月中
(6) 実施結果の公表	令和6年10月予定

※以降、対話(個別ヒアリング)を継続実施予定

(1) 実施要領の配布

実施要領は兵庫県まちづくり部公園緑地課ホームページにて配布します。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks24/06saundhingu.html>

(2) 質問の受付

本調査の内容について質問がある場合は、様式1「質問シート」に必要事項を記入し、「7(6)問合せ先」記載の宛先に電子メールでご提出ください。

【受付期間】 令和6年7月12日(金) 17時まで

【提出様式】 様式1「質問シート」

【メール件名】『県立公園 サウンディング調査質問』としてください。

(3) 質問に対する回答

質問及び回答をまとめたものを兵庫県ホームページ上に順次掲載します。なお、本調査についての補足等が掲載されることもありますので、質問の有無に関わらずご確認ください。

【最終回答時期】 令和6年7月26日(金) 頃を予定

(4) 提案書の受付

個別対話に参加していただける場合は、様式2「エントリーシート」及び公園別に「提案書」を作成し、「7(6)問合せ先」記載の宛先に電子メールでご提出ください。

【受付期間】 令和6年7月2日(火)～令和6年8月9日(金) 17時まで

【提出様式】 様式2「エントリーシート」

任意様式「提案書」

【提案書の記載内容】 ①公園名、②事業手法、③事業期間、④事業内容(ハード対策)、⑤事業内容(ソフト対策)、⑥集客見込み、収支見込み、⑦行政に求めること、⑧その他意見

【メール件名】『県立公園 サウンディング調査参加申込』としてください。

(5) 個別対話の実施

ご提出いただいた提案書の内容に基づき、個別に対話を実施します。対話の実施日時は、本県から個別に連絡し、調整させていただきます。なお、提案いただいた内容が、明らかに目的に沿わない場合や、単なる要望の場合であるときは、個別対話を実施しない場合がありますので、あらかじめご了承ください。その場合も、本県から個別に連絡いたします。

【実施日時】 令和6年8月中

10時～17時（1グループにつき30分～1時間程度）

【実施場所】 兵庫県庁又は県庁周辺会議室

※ 希望によりWEB会議システムによる実施も可能です。

(6) 実施結果の公表

対話の実施結果の概要については、兵庫県公園緑地課のホームページ等で公表します。公表する内容は、提案の有無、提案数、提案・個別対話の要旨とし、参加民間事業者の皆様の名称及び提案書は、原則として公表しません。

【公表時期】 令和6年10月頃（予定）

※ 電子メール送受信時の注意点について

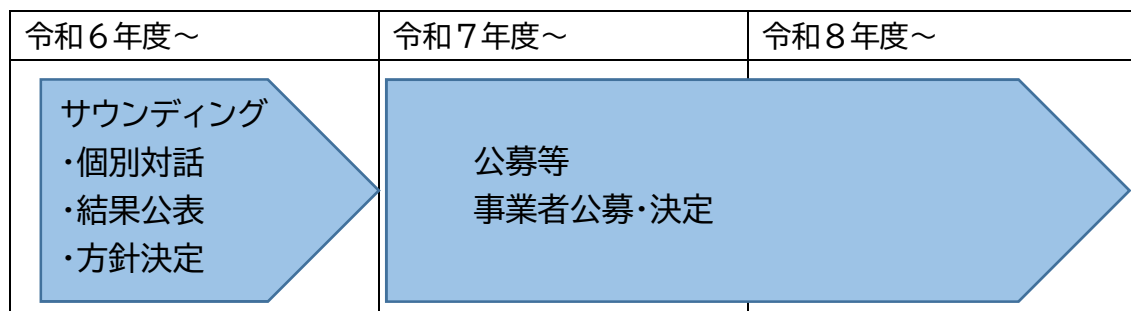
- ・メールの受信を確認した際には、兵庫県公園緑地課より返信メールをお送りします。連絡がない場合には、お手数ですが「7(6)問合せ先」記載の宛先に電話でご連絡ください。
- ・容量8MB以上のメールは受信できない場合があります。大容量ファイルの添付等がある場合には個別に対応しますので、「7(6)問合せ先」記載の宛先にご連絡ください。

7 その他

(1) 本調査後の流れ

本調査の結果を受けて、民間活力導入の実現性が高いと判断された公園については、公募条件等の検討を行った上で、事業者の公募を実施する予定です。

※ 事業の全体スケジュール（想定）



(2) 提案内容の取扱い

ご提案の内容、対話の内容は、今後の事業化を検討する際や、事業者公募の指針を検討する際の参考とさせていただきます。なお、ご提出いただいたエントリーシート、提案書等は返却いたしません。

(3) 本調査参加者の取扱い

参加実績は、事業者公募における評価の対象とはなりません。

(4) 費用負担

本調査の参加に要する費用は参加事業者の負担となります。

(5) 追加対話への協力

本調査終了後も、必要に応じて追加の対話（文書照会含む）やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際にはご協力をお願いいたします。

(6) 問合せ先

担当部署：兵庫県まちづくり部公園緑地課

所 在：〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1

電話番号：078-362-3549

電子メール：kouenryokuchika@pref.hyogo.lg.jp

※ 参考 様式・別紙

(1) 様式

様式1 質問シート

様式2 エントリーシート

(2) 別紙

別紙1-1 有馬富士公園 公園概要

別紙1-2 有馬富士公園 主要施設

別紙1-3 有馬富士公園 平面図・法規制図

別紙1-4 有馬富士公園 管理水準書（本編）

別紙1-5 有馬富士公園 管理水準書（資料編）

別紙2-1 一庫公園 公園概要

別紙2-2 一庫公園 主要施設

別紙2-3 一庫公園 平面図・法規制図

別紙2-4 一庫公園 管理水準書（本編）

別紙2-5 一庫公園 管理水準書（資料編）

別紙3-1 丹波並木道中央公園 公園概要

別紙3-2 丹波並木道中央公園 主要施設

別紙3-3 丹波並木道中央公園 平面図・法規制図

別紙3-4 丹波並木道中央公園 管理水準書（本編）

別紙3-5 丹波並木道中央公園 管理水準書（資料編）

別紙4-1 甲山森林公園 公園概要

別紙4-2 甲山森林公園 主要施設

別紙4-3 甲山森林公園 平面図・法規制図

別紙4-4 甲山森林公園 管理水準書（本編）

別紙4-5 甲山森林公園 管理水準書（資料編）

別紙5-1 尼崎の森中央緑地 公園概要

別紙5-2 尼崎の森中央緑地 主要施設

別紙5-3 尼崎の森中央緑地 平面図・法規制図・植栽実績図

別紙5-4 尼崎の森中央緑地 第1工区管理水準書（本編）

別紙5-5 尼崎の森中央緑地 第1工区管理水準書（資料編）

別紙5-6 尼崎の森中央緑地 第2工区管理水準書（本編）

別紙5-7 尼崎の森中央緑地 第2工区管理水準書（資料編）

別紙6 兵庫県立都市公園条例に基づく公園の使用料及び占有料

別紙7 Park-PFI（公募設置管理制度）の概要